

< はじめに >

平成25年4月1日に労働契約法が改正され、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）に転換できるルールが定められました。

（参考「労働契約法改正について」を御確認ください。）

本学の非常勤講師で無期労働契約への転換を希望される場合は、下記のとおり手続きが必要となりますのでご注意ください。

1. 無期労働契約講師について

(1) 無期労働契約への転換申し込みについて

無期労働契約への転換を希望する場合には、6年目以降の当該有期労働契約が終了する2月前までに**無期労働契約転換申込書（別紙様式1）**を学長へ提出する必要があります。委嘱依頼時の確認書とは異なりますのでご注意ください。

また、無期労働契約への転換の希望を申し出なかった講師は、6年目以降の当該有期労働契約が終了する4月前までに**無期転換希望変更申込書（別紙様式3）**により、無期労働契約への転換希望を学長へ申出ることができます。

(2) 担当できる授業科目の決定及び変更等について

無期労働契約講師は、「無期転換後に担当できる授業科目」（※）が無期労働契約転換時に決定した「担当できる授業科目」内から毎年決定することとなります。

決定後（無期労働契約転換後）は、**年度担当してもらう授業科目**については、「**担当できる授業科目**」から決定することとなります。

なお、無期労働契約転換後に担当できる授業科目についての意見があった場合は、当該意見を参考に担当できる授業科目を6年目以降の当該有期労働契約が終了する3月前までに調整し決定することとなります。

※「無期転換後に担当できる担当授業科目」とは、当該無期転換後に一度でも担当する可能性がある授業科目の範囲を示すものです。毎年、必ず実施するわけではありませんのでご注意ください。

開設する授業科目や専任教員の担当状況等を考慮し、当該無期労働契約講師と合意のうえ決定することとなります。

(3) 無期転換後の雇用条件について

無期労働契約となった非常勤講師（以下「無期労働契約講師」という。）無期労働契約講師の雇用条件は以下のとおりです。

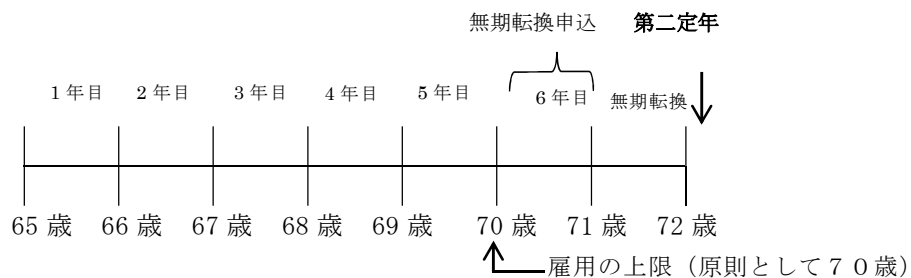
担当授業科目の制限	有（無期労働契約時に合意した担当授業科目の範囲内）
身分の保障	・年度毎の契約はない（原則、定年まで雇用）
雇用の上限及び定年	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳の年度末まで <small><規程第14条第1項></small> ・無期転換後の最初の3月31日まで（70歳を超えて無期転換した場合）（※）<small><規程第14条第2項></small>

※<70歳を超えて無期転換した場合の例>（第二定年）

無期労働契約講師の本来の定年である70歳以降に無期労働非常勤講師となった者の定年は無期転換後の最初の3月31日までです。

（例）65歳から有期労働契約の非常勤講師として継続して雇用され、6年目（年度末71歳）に

無期転換権を行使し、次の労働契約から無期転換した場合



別紙様式 1

<非常勤講師>

申請日 平成 年 月 日

無期労働契約転換申込書

琉球大学長 殿

所属部署 _____

職 名 _____

氏 名 _____

私は、現在有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を越えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換の申込みをします。

別紙様式3

申請日 平成 年 月 日

琉球大学長 殿

所属部署 _____

職 名 _____

氏 名 _____

無期転換希望変更申込書

私は、現在の有期労働契約時に無期労働契約への転換を希望しませんでした。再度検討した結果、無期労働契約への転換を希望しますので申し出ます。

なお、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け琉大人第〇号にて提示された無期労働契約となった場合に担当できる授業科目への意見については、次のとおり回答します。

・無期労働契約となった場合に担当できる授業科目について

※担当できる授業科目について、ご意見のある場合には具体的にお書きください。
※担当できる授業科目について、ご意見がない場合には「特になし」とお書きください。

<留意事項>

担当できる授業科目とは、開設する授業科目や専任教員の担当状況等を考慮し、毎年度相互の合意により担当する授業科目の範囲を示すものです。